

日本都市の機能分類 (1965年)

——機能特化の三つのレベル——

倉田 和 四 生

はじめに

ここ数年来、公害は次第に人々の注目を集めるように成って来たが、最近に成って急に重大な社会問題化した観がある。水俣病に対する補償金の裁定勧告、光化学スモッグ、田子の浦港のヘドロなど、公害の新しい局面の展開に併せて、安保自動延長後の政治情勢のなかで、野党や労働組合の斗争目標としてとりあげられることに成った。

従来の公害問題をふり返ってみると、水俣病のように公害問題の経過が非常に悲惨な結果をもたらす町には、その産業構造や政治構造にある種の特徴がみられる。すなわちその市や町には一つ(又は少数の)の圧倒的に大きな企業があつて、これがその市や市民の財政や経済に大きな比重を占めている、いわゆる企業都市 (one-industry town) である。市民も企業に雇用されるなど直接的な影響を受けるものが多く、間接的なものまでも含めると殆んど市民がなんらかの形で主要企業の恩恵を受けている。このような企業都市では企業の経営者と地方自治体の管理層とが癒着する傾向が生まれる。すなわち企業の息のかかった自治体の長や管理者が選ばれたり、企業に好都合な行財政が遂行される可能性が生まれる。いいかえると地域社会の経済構造と政治構造がトップにおいて融合し強固な複合体を形成しているわけである。

このような構造をもつ地域社会では企業にとって都合の悪い情報は最悪の事態に成るまで顕在化しにくい。そこで初期の段階で問題にされたならば、起らなくてもすんだ筈の悲劇が生まれる。

したがって今後、公害問題をとりあげる場合、企業都市の場合には潜在した不安や不満を出来るだけ早く顕在化する努力が必要であろう。

次に、今後の公害斗争で注目されるのは労働組合のあり方であろう。総評は先ごろの大会で公害問題への挑戦をその新しい斗争目標としてはなば

なしくうちあげたが、その足もとで、[※]これはむずかしい、というつぶやきが聞かれたという。日本の労働組合が公害に挑戦するためにはいくつかの大きな困難がある。まず組合員は同時に従業員でもあるから、被害者であると同時に加害者の立場にあるであろうし、公害問題のために企業が営業不振におちいつたり、倒産や廃業におこまれたりする場合にまず困るのは外ならぬ従業員すなわち組合員だからである。

さらに日本の特徴である企業別組合のあり方がこのような事情に拍車をかけていることは良く知られた事実である。企業別組合は企業と組合との癒着を生み出し易いからである。

しかも公害問題に本格的に取組むということに成れば、階級斗争の枠を超えることが要請されるであろう。階級斗争の枠をこえて広く市民運動と結びつかなければなるまい。一方では企業に足をひっぱられながら、他方では幅の広い市民運動とどの程度まで歩調を合せることが出来るのか、極めて困難な問題をかかえている。

公害問題の解決には結局のところ、市民運動が重要な役割をになうことに成るであろうが、直接的な利害をもつ市民が、外部の支援者のイデオロギーにふり回されることなく、どの程度自主的な運動を展開し得るかが重要な点と成るであろう。

それと合せて重要な役割を果たさなければならないのはやはり「地方自治体」であろう。地方自治体は一方において「企業」と「住民」との間の仲介的な役割を果たすと同時に「国家」と「市民」との調整的役割も果たさなければならない。地方自治体は国家と企業から住民の生活と自治を守る極めて重要な役割をになっている。

公害問題についてのいくつかのポイントについて述べて来たが、ここでこの問題を詳細に論じようと考えているわけではない。このような現実の切迫した問題を解決する場合に最も重要なこと

は、基礎的な資料をよく整備しておくことである。このような資料が十分集められている場合にはじめて、適切な政策がうち出され得るであろう。このような都市の基礎的な研究として、都市の「機能分類」が重要な課題であることはあらためて説くまでもないことである。

すでに1960年の機能分類について、本誌17号と18号において調査結果を発表した。ここでは1965年のセンサスによる調査結果を検討してみよう。

1. 都市分類の方法

都市の種類の分類はいろいろな仕方になされているが、れの主なものとして、①歴史的分類 ②構造的分類 ③機能的分類 ④法制的分類 ⑤施策的分类 ⑥階層的分類、などがあげられよう。本来、分類はそれぞれ特定の目的に従って構成されるものであるが、ここで論ずる分類は、③の機能的分類である。ところで機能的分類にも、④都市規模による分類 ⑤特定の施設の所在による分類 ⑥国勢調査の産業別人口による分類 ⑦事業所統計による分類 ⑧生産額などによる分類があげられる。

これらの分類の中でも最も重要なものは ⑥国勢調査の産業別人口による分類であろう。都市の機能分類の試みはこれまで多くの研究家によって試みられてきた。アメリカは都市の実証的な調査研究においては最も進んだ国であるといえるが、都市の機能分類においても、いくつかの先駆的な試みがなされている。特にその中でも、G. M. Kneedler の *Functional Types of Cities*, や C. D. Harris の *A Functional Classification of Cities in the United States* などが特に知られている。また最近のすぐれた分類として1963年のV. Jones その他による、*Economic and Social Characteristics of Urban Places* をあげることが出来る。

日本の都市研究においても、いろいろなやり方で都市の分類がなされている。その中でも特にここでの分類と関係の深いものとしては、

- ①鹿又英美の「生産、交易、消費人口の構成より観たる本邦都市の研究」、
- ②小笠原義勝の「日本労働人口と都市機能図」、
- ③小古間・内山の「人口からみた都市の産業・

機能構成」、

④鈴木広の「都市研究における中範囲理論の試み」、

⑤倉沢進「日本都市分類の一考察」等をあげることが出来る。（「日本の都市社会」第五章）

これらの研究は都市の分類として国勢調査の産業別人口構成を使用しているが、われわれも同様に国勢調査による産業別人口構成を使用した。その理由としては、国勢調査のデーターが比較的正確なものであり、網羅的であること及び国際比較の便宜が考慮されることの二点があげられる。

前稿（17号）において都市の産業別人口構成比を用いて都市を分類した。その際用いた分類の基準は各機能毎に計算された全国の「平均値」であった。しかしこの方法では機能の「特化の程度」が考慮されていないのでこれを補う工夫が必要である。18号では各機能毎に「標準偏差」を計算し平均値と組合せて機能の特化の三つのレベルを区別して都市分類に適用した。第1は各機能の全国平均値による分類、即ち「優位機能のレベル」、第2は平均値に標準偏差を加えたものによる分類、即ち「かなり特化したレベル」、第3は「平均値+（標準偏差×1.7）」による分類、即ち「高度に特化したレベル」である。

そこでまず最初に三つのレベルの分類方を単独に用いた場合の長短について検討しておこう。

（1.7という数値は、すべての都市を単一機能にするための最少の数値である）

まず第1の優位機能のレベル（平均値による分類）の分類はすべての都市をあますところなく対象にし、その都市の産業別構成比を比較的詳細に調べる場合に適した方法である。しかしその反面この方法による分類にはいくつかの欠点がある。まずこの方法によると多くの都市が複合機能をもつことに成るが、機能の特化の程度が少ないほど、すなわち特徴の少ない都市ほど多くの機能をもつことに成る。都市機能の複合化は巨大都市についていわれるところであるが、この分類方法では巨大都市だけでなく小規模の都市も複合機能をもつことに成る。四つのカテゴリーのうち三つの機能をもつ都市が2割にも達する分類の方式は産業別の構成比のバランスを示すだけで、特徴的な機能を示してはいない。次に既に述べたようにこ

の方法では特化の「程度」が考慮されていない。さらにこの方法は算術平均のみを用いており、その分布、標準偏差などの統計的な吟味についての考慮が払われていない。

第2の「かなり特化した機能」による分類は平均値に標準偏差を加えた値を分類の基準にしたので、上に指摘した欠点をほとんど克服することが出来る。しかしこのレベルにおいてもなおかなりの数の都市が二重、三重の機能をもっているので単一機能にしばる為にはもう一つ高いレベルを設ける必要がある。

第3の「高度の特化」による分類はこのような目的で単一の高度に特化した機能にもとづいてなされた分類である。ここでは単一の機能をもつ都市のみ選び出されているので、これらの都市については詳細な検討がなされる。しかし第一の方式とは丁度逆に、極度には特化していない多数の都市が分類の対象からもれてしまうことに成る。

以上三つのレベルの分類はそれぞれ単独に用いるといずれも欠点をもっている。要は調査研究の目的に応じて最適の方法を選ぶことにあるが、これまで論じて来たところから明かなように、三者を併用し組合せることが最も望ましいことであるといえよう。したがってここでは三者の組合せによる日本都市の機能分類を考察してみよう。

2. 分類の手続

分類の手続きとしては、まず「高度に特化した機能」をもつ都市を選び、次にその残りの都市について「かなり特殊化した機能」の分類基準を適用してこのレベルの都市を分類し、さらに残りの都市について平均値にもとづいて分類する。すなわち機能の特化の程度の高いものから順に消去していく方法をとる。最後にこれらをまとめることによって三つのレベルの機能を構成する。

(1) 分類に用いた資料

- 1) 市の行政区域による産業別人口構成のかわりに人口集中地域 (D. I. D) による産業別人口構成を分類の対象として用いた。尚男・女合計を用いた。
- 2) D. I. Dをもたない都市 (21市)、および農業が20%以上を占める都市 (11市)、更に鉱業が20%以上を占める都市 (10市) 合

計42市を農業又は鉱業都市として分類しその後の機能分類から除外した。

- 3) 産業別人口構成のカテゴリーから農・林・水産業および鉱業を除外した。
- 4) 残りを5つのカテゴリーにまとめて計算した。
 - ① (I) 建設業・製造業
 - ② (C) 卸売業・小売業・金融業・不動産業
 - ③ (S) 電気・ガス・水道、サービス業
 - ④ (A) 公務
 - ⑤ (T) 運輸・通信業

(2) 計算方式

- 1) これら5つのカテゴリーの総計にたいして各カテゴリーの割合を517市について算出した。
- 2) 次に各カテゴリー毎に平均値(M)と標準偏差(σ)を計算した。

第1表 平均と標準偏差

機能	平均 M	標準偏差 σ
I	36.36	11.90
C	32.17	6.17
S	20.03	5.34
A	4.14	3.14
(S)	24.17	8.58
T	7.30	2.56

- 3) 高度の特化による分類は次のような手続きによって分類した。

各カテゴリーの平均に $(1.7 \times \sigma)$ を加えた数値を基準にして、これを超えるものを選び出した。(1965年度のデータについては $(M + 1.7\sigma)$ で分類しても例外的に二重機能都市が残るが、1960年と同様 1.7σ とした) 例へば川崎市は (I) 57.15, (C) 20.02, (S) 12.79, (A) 1.96, (T) 8.08であるから、この基準に達するものは (I) 機能だけである。したがって川崎市は (I) 機能都市と分類される。1965年度においてはこのレベルの市は 116 市である。

第2表
高度特化の分類基準

機能	$M + 1.7\sigma$
I	56.59
C	42.66
S	29.11
A	9.48
T	11.65

- 4) かなり特化した機能による分類は、高度に特化した都市として分類された 116 市をのぞいた残りの都市について、平均+標準偏差 ($M + \sigma$) によって分類した (158市)。

例へば、尼崎市は (I)54.64, (C)23.74, (S)12.73, (A)1.9, (T)6.98 であるから、この基準に達するのは、(I)だけである。したがって尼崎市は、I 機能都市として分類される。

第3表
かなり特化した機能

機能	M + σ
I	48.26
C	38.34
S	25.37
A	7.28
T	9.86

例へば岐阜市は、(I)45.28, (C)31.19, (S)18.75, (T)4.78 であるから、この基準を起えるのは(I)だけである。したがって岐阜市は(I)機能都市として分類した。(243市)

第4表 優位機能

機能	M
I	36.36
C	32.17
S	24.17
T	7.30

(5) 優位機能 による分類

高度に特化した機能をもつ都市(116市)と、かなり特化した機能をもつ都市(158市)を除いた残りの都市について、各機能の平均値(M)で分類した。(尚このレベルでは公務(A)とサービス業(S)を分離せず、その合計を(S)として示している)

以上の手続によって分類したものをレベル別、人口規模別に示したものが第19表、第20表である。

3. 三つのレベルの比較検討

まず最初に三つのレベルを比較してみよう。

(1) 規模別比較

第5表 人口規模別

機能レベル \ 人口	3.5万以下	3.5万～5万	5万～7.5万	7.5万～10万	10万～25万	25万～50万	50万～100万	100万以上	計
標準都市	32 (13.2)	70 (28.8)	49 (20.2)	19 (7.8)	52 (21.4)	15 (6.2)	2 (0.8)	4 (1.6)	243 (100.0)
かなり特化	23 (14.6)	43 (27.2)	41 (25.9)	16 (10.1)	31 (19.6)	3 (1.9)	1 (0.6)		158 (99.9)
高度特化	14 (12.1)	41 (35.3)	29 (25.0)	10 (8.6)	15 (12.9)	3 (2.6)	1 (0.9)	3 (2.5)	116 (100.0)
計	69 (13.3)	155 (30.0)	119 (23.0)	45 (8.7)	98 (19.0)	20 (3.9)	4 (0.8)	7 (1.4)	517 (100.1)

「標準都市」では3.5万以下の零細都市と10万から50万までの中・大都市に比較的に多い。

「かなり特化」のレベルでは中都市に多い。こ

れに対して「高度の特化」レベルでは3.5万から7.5万の小都市に多い。また100万以上の巨大都市に多い。

第6表 特化のレベルと地方別

機能レベル \ 地方別	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	計
標準都市	5 (2.1)	18 (7.4)	63 (25.9)	61 (25.1)	47 (19.3)	20 (8.2)	13 (5.3)	16 (6.6)	243 (99.9)
かなり特化	5 (3.2)	22 (13.9)	26 (16.5)	31 (19.6)	28 (17.7)	13 (8.2)	10 (6.3)	23 (14.6)	158 (100.0)
高度特化	14 (12.1)	12 (10.3)	16 (13.8)	27 (23.3)	12 (10.3)	12 (10.3)	3 (2.6)	20 (17.2)	116 (99.9)
計	24 (4.6)	52 (10.1)	105 (20.3)	119 (23.0)	87 (16.8)	45 (8.7)	26 (5.0)	59 (11.4)	517 (99.9)

(2) 地方別

地方別にみると「標準都市」は関東、近畿、中部地方に比較的に多い。「かなり特化した都市」

の場合には東北地方に多く、九州にもかなりみられる。「高度に特化した都市」は北海道、中部、九州に多く、東北地方にもかなりみられる。

第7表 特化のレベルと人口増加率 (昭和35～40年)

人口増加率 機能レベル	－10.0%以上	－9.9%～0.0%	+0.1%～9.9%	10.0%～29.9%	30.0%以上	計
標準都市	3(1.2)	86(35.4)	77(31.7)	47(19.3)	30(12.3)	243(99.9)
かなり特化	5(3.2)	59(37.3)	53(33.5)	25(15.8)	16(10.1)	158(99.9)
高度特化	6(5.2)	40(34.5)	39(33.6)	22(19.0)	9(7.8)	116(100.1)
計	14(2.7)	185(35.8)	169(32.7)	94(18.2)	55(10.6)	517(100.0)

(3) 人口増加率別

(昭和35年から40年までの増減率)

人口増加率との関係でみると、「標準都市」は増加率が30%以上と高い都市が比較的多く、「高度に特化した都市」には、過疎型の都市が比較的

多くみられる。これは高度特化の都市が、東北や九州に多いことに起因していると思はれる。

(4) 都市化率 (総人口とD.I.D人口の比) による地域別

次に府県単位に計算された都市化率

第8表 都市化率による地域別 (1965)

地域	順位	府 県 名	都市化率	地域	順位	府 県 名	都市化率
第一地区	1	東 京	92.9%	第二地区	24	群 馬	29.0
	2	大 阪	83.8		25	三 重	28.5
	3	神 奈 川	71.7		26	熊 本	27.8
	4	京 都	68.8		27	奈 良	27.8
	5	兵 庫	62.0		28	山 形	26.9
	6	愛 知	54.9		29	高 知	26.8
	7	福 岡	54.2	第三地区	30	栃 木	26.4
	8	広 島	47.3		31	大 分	26.2
	9	北 海 道	46.6		32	香 川	25.6
	10	埼 玉	43.8		33	岡 山	25.4
	11	静 岡	40.1		34	山 梨	25.0
	12	千 葉	39.0		35	福 島	24.7
	13	和 歌 山	37.4		36	宮 崎	24.5
	14	宮 城	35.5		37	長 野	23.4
第二地区	15	山 口	34.6		38	鳥 取	23.1
	16	石 川	34.3		39	徳 島	23.0
	17	長 崎	34.2		40	鹿 児 島	22.5
	18	新 潟	34.1		41	秋 田	22.5
	19	富 山	33.5		42	岩 手	21.3
	20	福 井	33.4		43	佐 賀	21.1
	21	青 森	32.8		44	茨 城	20.4
	22	愛 媛	31.9		45	滋 賀	20.0
	23	岐 阜	30.3		46	島 根	17.5

$\left(\frac{DID人口}{総人口} \times 100 \right)$ (第8表) にもとづい

て区別された地域との関係をみてみよう。

この観点からみると三つのレベルにはそれほど

大きな差異はないが、比較的にみて「かなり特化」のレベルの都市は都市化のおくれた地域に多く、「高度特化の都市」は都市化のすすんだ府県に多い。

第9表 特化のレベルと都市化の程度別

都市化の地域別 機能レベル	第1地区 (都市化のすすんだ地域)	第2地区	第3地区 (都市化のおくれた地域)	計
標準都市	107(44.0)	82(33.7)	54(22.2)	243(99.9)
かなり特化	65(41.1)	44(27.8)	49(31.0)	158(99.9)
高度特化	57(49.1)	37(31.9)	22(19.0)	116(100.0)
計	229(44.3)	163(31.5)	125(24.2)	517(100.0)

4. 高度に特化した都市

第10表 機能別, 規模別, 都市化別

機能 都市化	人口規模 3.5万以下			3.5万～7.5万			7.5万～25万			25万～100万			100万以上	都市化地域計			計
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	1	2	3	
	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能
I		1		15	6	2	6		2	1				22	7	4	33
C	1	2	1	2	4	2	1							4	6	3	13
S	1	2	1	2	5	4		1	1					2	8	6	17
A				3	4	3	3	1		1	1			7	6	3	16
T	1	2	1	8	4	3	6	1	1		1		3	18	8	5	31
二重機能		1		2		1	1	1						3	2	1	6
計	3	8	3	32	23	15	17	4	4	2	2		3	57	37	22	116

第11表 地 方 別

地方別 機能	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	計
I			5	16	6	5		1	33
C			5	1	1	3		3	13
S		6		2	1		1	7	17
A	2	2	3	3	1	1	1	3	16
T	10	4	2	4	3	2	1	5	31
二重機能	2		1	1		1		1	6
計	14	12	16	27	12	12	3	20	116

高度に特化した機能をもつ都市の規模別, 都市化別, 地方別, 人口増加率別は第10, 11, 12表に示した。これらの表からみてこのレベルの都市に

は次のような傾向がみられる。

(1) 規模別にみると, 3.5万から7.5万の「小都市」と100万以上の巨大都市に比較的多い。

第12表 人口増加率

人口増加率 機 能	-10.0%以上	-9.9%~0.0%	0.1%~+9.9%	+10.0%~ 29.9%	30.0%以上	計
I		5	14	9	5	33
C	4	9				13
S		11	5	1		17
A		4	6	6		16
T	2	8	13	5	3	31
二 重 機 能		3	1	1	1	6
計	6	40	39	22	9	116

(2) 「零細都市」にはC型、S型、「小都市」にはI型、T型、A型が多い。「中都市」にはI型とT型が多い。

(3) 地方別にみると、北海道にはT型、九州にはS型、中部地方にはI型が断然多い。東北にはS型、関東にはC型、近畿にはI型、中国にはI型が比較的が多い。A型とT型は全地方に分散しているが、I型は関東、中部、近畿、中国に集中し、C型は関東、中国、九州に、S型は東北と九州に集中している。

(4) 都市化率の地域別にみると、都市化のすすんだ府県にはI型とT型が多く、C型、S型は第2地区に多い。

(5) 人口増加率からみるとC型は過疎都市であることがわかる。S型もこれについて人口が減退しつつある都市が多い。I型都市の大多数は、人口増加型である。A型は極端に増加したり、減退する都市はない。T型は極端に減退するものから極端に増加するものまで全体に分散している。

(6) I型都市 (33市)

この型の都市は、小都市に最も多く、中都市がこれにつぎ、大都市には川崎市が一つあるにすぎない。

「都市化」の観点からみると、都市化のすすんだ第1地区に多い。「地方別」には関東、中部、近畿のメトロポリタン・エリアに集中している。「人口増加率」についてみても、人口増加のはげしい地方にみられる。

(7) C型都市 (13市)

この型の都市は小都市に多く、零細都市がこれにつぎ、中都市は飯塚市だけである。

「都市化」の観点からみると、第2、1、3地域の順に多く成っている。「地方別」にみると関東、に多く、中国、九州がこれについている。

「人口増加率」からみると、すべての都市が人口減退型であるのが著るしい特徴である。

(8) S型都市 (17市)

この型の都市は小都市に多く、零細都市、中都市にも少しみられる。「都市化」との関係ではむしろ第1地区に少なく、都市化のおくれた第2・3地区に多い。

「地方別」についてみると、東北と九州に圧倒的に多く成っている。

「人口増加率」でみると、人口減退型の都市に多い。

この型の都市は三つに細分することが出来る。

① 温泉保養都市 菊池、山鹿、指宿、人吉、武雄、熱海、伊東、別府、

② 防衛都市 三沢

③ その他 五所河原、本荘、大曲、中村、弘前、本渡、天理

(10) A型都市 (16市)

この型の都市は小都市に多く、中都市に4市と大都市に2市みられるが零細都市にはみられない。

「都市化」の観点からは第1地区と第2地区に多く、第3地区にもみられる。

「地方別」にみると全国に分散している。これはこの型のほとんどが自衛隊の駐とん都市であることと関係があると思はれる。

「人口増加」との関係を見ると、人口増加型が多い。

(11) **T型都市 (31)**

この型の都市はすべての規模にみられるが、小都市と中都市にやや多い。

「都市化」の観点からみると、第1地区が多いが、第2・3地区にもかなりみられる。

「地方別」にみると、日本全体にわたっているのが特徴であるが、特に北海道、九州に多いが目立っている。

「人口増加率」の点からみてもT型は人口減退型の都市にも、人口急増型の都市にもみられる。

この型は港湾型と内陸型に細分することが出来る。

- ① 港湾型 函館、小樽、室蘭、釧路、稚内、青森、男鹿、新津、直江津、糸魚川、横浜、神戸、下関、土佐清水、北九州、日向、
- ② 内陸型 夕張、滝川、北見、岩見沢、深川、新庄、秋田、国分寺、稲沢、亀山、吹田、新見、直方、行橋、鳥栖。

以上、述べたところから、高度に特化したレベルの都市は七つの型に整理することが出来る。

- ① 工業都市 33市
- ② 商業都市 13市
- ③ 温泉保養都市 8市
- ④ 防衛都市 16市

- ⑤ 運輸港湾都市 16市
- ⑥ 陸運都市 15市
- ⑦ その他のサービス都市 9市
(二重機能市) (6)
- 合計 116市

5. かなり特化した都市

かなり特化した機能をもつ都市の規模別、都市化地域別、人口増加率は第13、14、15表に示した。このレベルの都市の特徴は次のように要約される。

(1) この型の都市は比較的にみると、中都市に多い。

零細都市にはC型が多く、都市化のおくれに地域など多い。
 {小都市にはI型、C型が多い。
 {中都市にはI型、T型が多い。

(2) 都市化地域別にみると第1地区にやや多いが、次いで第2地区より都市化のおくれた第3地区が多く成っている。

(3) 「人口増加率」との関係でみると、10%以上も減退する都市はCS型で、-9.9%~0.0%の減退を示す都市にはC型、CS型が多い。10%以上増加する都市にはI型が多く、C型、T型もかなりみられる。

(4) I型都市 (42市)

この型は「人口規模」では小都市に多く、また

第13表 人口規模と都市化地域別

機 能	規模 都市化別			3.5万以下			3.5万~7.5万			7.5万~25万			25万~100万			都 市 化 計			合 計
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
I	1	1		12	10		11	4		3			27	15	0				42
C	3	1	6	9	4	7	2	1	7				14	6	20				40
S		3		2	4	1		2					2	9	1				12
A				3	2		1	1			1		4	4					8
T	2	3	2	4	1	6	5	2	3				11	6	11				28
IA							2						2						2
CS			1	2	3	10			1				2	3	12				17
SA									2						2				2
ST									1						1				1
三重機能				2	1	1	1		1				3	1	2				6
計	6	8	9	34	25	25	22	10	15	3	1		65	44	49				158

第14表 地 方 別

地方別 機能	北 海 道	東 北	関 東	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州	合 計
I			6	18	13	4	1		42
C	2	5	7	7	4	4	3	8	40
S		4	1	1	1		3	2	12
A			3	2	2			1	8
T	2	4	6	3	6	3	2	2	28
IA					2				2
CS		6	1				1	9	17
SA		1				1			2
ST		1							1
三重機能	1	1	2			1		1	6
計	5	22	26	31	28	13	10	23	158

第15表 人 口 増 加 率

人口増加率 機 能	-10.0%以上	-9.9%~0.0%	+0.1%~9.9%	10.0%~29.9%	30.0%以上	計
I	1	5	17	11	8	42
C		25	9	5	1	40
S	1	7	2	2		12
A		3	1	1	3	8
T	1	6	15	3	3	28
IA				1	1	2
CS	2	11	4			17
SA			2			2
ST				1		1
三重機能		2	3	1		6
計	5	59	53	25	16	158

都市化のすすんだ第1地区に多い。「人口増加率」からみても、増加率の大きな都市が多い。「地方別」にみると、関東、中部、近畿、中国地方に集中している。この型は高度特化レベルのI型と共通の性格をもっている。

(5) C型都市 (40市)

「人口規模別」でみると、小都市に最も多いが、零細都市や中都市にもみられる。「都市化」についてみると、むしろ都市化のおくれた第3地

区に多い。「地方別」で多いのは九州、関東、中部地方である。「人口の増減率」についてみると、この型は減退型が圧倒的に多い。この型も高度特化レベルのC型と共通点が多い。

(6) T型都市 (28市)

「規模別」にみると小都市に多く、中都市にもかなりみられる。「都市化」についてみると、都市化のすすんだ第1地区にも第3地区にも同じようにみられ都市化との相関はない。「地方別」にみ

でも、関東と近畿にいくらか多いが、全国的に分布している。「人口増加率」でみると増加型が多いが、「減少型」もかなりみられる。

(7) CS型都市 (17市)

この型は小都市に集中し、都市化のおくれた地方に多い。「地方別」でも東北と九州に集中している。また「人口増減率」からみても、この形の多くの都市が人口減退にむかっている。したがってこの型は典型的な減退型の都市である。

6. 三つのレベルに共通する特徴

「標準都市」「かなり特化」「高度特化」の三つのレベルを通観すると、同一機能都市には、かなりの程度、共通した性格がみられる。

I型（およびその系統）は三つのレベルとも都市化のすすんだ関東、中部、近畿地方に多く、発展型の都市であるが、C型、S型（およびその系統、すなわちCS型、CST型）は、都市化のおくれた地域に多く、減退型の都市で、対照をなしている。

第16表 標準都市の規模と都市化地域

機能		規模															都市化	総 計	
		3.5万以下			3.5万～7.5万			7.5万～25万			25万～100万			100万以上		都市化計			
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1		1	2	3	
I		1	1	1	14	6	6	9	7	3	2	1		2		28	15	10	53
I C			2	2	7	7	4	1	4		2			1		11	13	6	30
I T			2		6	3	2	7	1		2			1		16	6	2	24
C S		2	3	2	3	4	11	2	5	4		2				7	14	17	38
C S T		1	3		4	5	4		1			1	1			5	10	5	20
その他	単一機能				2	1	1	1	2							3	3	1	7
	二重機能	3	2	1	7	5	5	14	3		1	1				25	11	6	42
	三重機能		2	4	4	6	2	5	2		3		1			12	10	7	29
計		7	15	10	47	37	35	39	25	7	10	5	2	4		107	82	54	243

第17表 標準都市の地方別

機能		地方別								計
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	
I		1	1	17	12	12	5	2	3	53
IC				5	11	9	3	2		30
IT			1	8	5	6	1	3		24
CS			8	6	11	4	3	2	4	38
CST		1	3	2	4	3	3	2	2	20
その他	単一			1	1	3	1		1	7
	二重	1	2	16	13	6	1	1	2	42
	三重	2	3	8	4	4	3	1	4	29
計		5	18	63	61	47	20	13	16	243

第18表 標準都市の人口増加率

人口増加率 機 能		-10.0%以上	-9.9%~0.0%	0.1%~9.9%	10.0%~29.9%	30.0%以上	計
I			11	24	16	2	53
I C			10	14	5	1	30
I T			4	4	9	7	24
C S			20	16	2		38
C S T		2	11	5	2		20
その他	単一機能		2	4		1	7
	二重機能		15	9	7	11	42
	三重機能	1	13	1	6	8	29
計		3	86	77	47	30	243

7. 問題点の検討

最後にこれまでの分類方法についての問題点を検討してみよう。

第1に、これまで基礎的データとして、常住地（夜間人口）による産業別人口構成を用いて来た。しかし最近、人口の流動性が高まり、職住の分化や郊外化の進行にともなう、殊に大都市圏内においては常住地人口と従業地人口のズレは大きく成っている。ここでは常住地人口を用いて分類したが、次に「従業地別人口」を用いて分類したい。

第2に、分類の方法として単純分類にとどまるか、総合分類を目指すかの問題がある。都市は多元的構成体であり、いろいろの側面を含んでいる

以上、その分類も多くの側面に注目する必要がある。本稿では人口規模、人口増加率などを組合せてみたが、さらに工夫を加える必要があろう。

第3に、産業構造、社会構造の変化にともなう、従来の分類ではあまり注目されなかった「中枢管理機能」や「知識情報産業」などの重要性が自覚されるようになって来た。都市機能の分類においてもこれらの要請に答える工夫がなされなければならない。

付記 機能分類の計算にあたっては、関西学院理理学部の雄山さんの好意によってコンピューターを利用させていただいた。またデータの集覧にあたっては、社会学部四年度生、五味君に助けていただいた。お二人に心から感謝の意を表したい。

日本都市の機能分類 (規模別, レベル別)

第19表 農業都市(32市), 鉱業都市(10市), 標準都市(243市)

- (1) 農業都市 (NO, DID) 陸前高田, 江刺, 下妻, 八日市場, 黒部, 珠州, 太田, 江津, 庄原, 土佐, 宿毛, 鹿島, 平戸, 松浦, 竹田, 杵築, 串間, 加世田, 国分, 西之表, 垂水(21) (農業都市) 名取, 寒河江, 村山, 尾花沢, 磐城, 北茨城, 三浦, 室戸, 牛深, 枕崎, 串木野(11)
- (2) 鉱業都市 芦別, 赤平, 三笠, 歌志内, 常磐, 内郷, 美禰, 山田, 多久, 荒尾(10)

レベル 機能 規模		(3) 標準都市 (243市) (平均 (M) + 標準偏差 (σ) まで)				
		3.5万以下	3.5 万 ~ 7.5 万	7.5万 ~ 25万	25万~ 100万	100万以上
I	新井 有田 安来		佐野, 富岡, 秩父, 加須, 本庄, 東松山, 岩槻, 野田, 茂原, 青梅, 魚津, 大野, 富士吉田, 上田, 盤田, 富士, 犬山, 長浜, 河内長野, 大和高田, 海南, 大和郡山, 西大寺, 井原, 名瀬, 紋別(26)	米沢, 鹿沼, 太田, 越谷, 市川, 八王寺, 平塚, 富士宮, 焼津, 桑名, 鈴鹿, 加古川, 倉敷, 福山, 大津, 今治, 新居浜, 大牟田, 延岡	姫路, 岐阜, 浜松	東京, 大阪
	(3)			(19)	(3)	(2)
C			豊岡, 笠岡 (2)	福井 (1)		
S			竜野, 白杵 (2)	小金井, 津 (2)		
I C	滑川, 駒ヶ根, 更埴, 伊予, 白根 (5)	結城, 栃木, 飯能, 深谷, 武生, 多治見, 瑞浪, 江南, 近江八幡, 西脇, 三木, 小野, 橿原, 桜井, 御所, 玉島, 竹原, 九竜, 小牧 (19)	伊勢崎, 高岡, 小松, 豊橋, 宇部, 浦和 (6)	静岡, 豊中		京都
	(5)	(19)		(2)		(1)
I S	大町, 宮津 (2)	能代, 柏崎, 諏訪, 彦根, 西条, 昭島, 根室, 日野, 小千谷 (9)	鎌倉, 相模原, 府中, 枚方 (4)			
I T	羽咋, 北条 (2)	古河, 館林, 鴻巣, 与野, 大和, 中津川, 三島, 松原, 川西, 鳴門, 伊予三島, 習志野 (12)	釜石, 三鷹, 小田原, 茅ヶ崎, 清水, 茨木, 寝屋川, 岩国, 川越, 松戸, 藤沢 (11)	西宮, 和歌山 (2)		名古屋
	(2)	(12)	(11)	(2)		(1)
C S	長井, 矢板, 新城, 豊前, 山梨, 飯山, 尾鷲 (7)	須賀川, 喜多方, 勿来, 石岡, 沼田, 藤岡, 小諸, 伊那, 中野, 掛川, 箕面, 倉吉, 出雲, 南国, 湯沢, 天童, 相馬, 亀岡 (18)	会津若松, 武蔵野, 富山, 松本, 松坂, 防府, 八代, 前橋, 甲府, 徳島, 久留米 (11)	金沢, 長崎 (2)		
	(7)	(18)	(11)	(2)		
C T	橋本, 御坊 (2)	氷見, 小矢部, 袋井, 大月 (4)	小山, 熊谷, 鉾子, 長岡, 石巻 (5)	新潟, 広島		
	(2)	(4)	(5)			
S T	村上 (1)	逗子, 谷山 (2)	宝塚, 所沢, 立川, 大分 (4)			
	(1)	(2)	(4)			
I C S	砺波, 美濃 (2)	小浜 (1)				
	(2)	(1)				
I C T	那阿湊 (1)	春日部, 上野, 津久見 (3)	沼津, 池田 (2)			
	(1)	(3)	(2)			
I S T		江別, 羽曳野, 小野田, 坂出, 水俣, 厚木 (6)	調布, 町田 (2)	千葉 (1)		
		(6)	(2)	(1)		
C S T	美濃加茂, 天竜, 名張, 長門, 二本松, 総社, 高梁 (7)	美唄, 白石, 白河, 原町, 今市, 浜川, 佐久, 高山, 州本, 益田, 八幡浜, 田川, 佐伯, 安中, 日南 (15)	伊勢, 山形, 奈良 (3)	岡山, 松山, 札幌, 仙台, 鹿児島 (5)		
	(7)	(15)	(3)	(5)		
I C S T			船橋 (1)			
			(1)			
		(32)	(119)	(71)	(17)	(4)

第20表 かなり特化した市 (158市) と高度特化市 (116市)

機能	レベル					(5) 高度に特化した都市 (116市) (M+1.7σ以上)				
	(4) かなり特化した都市 (158市), {(M+σ) から (M+1.7σ) 未満}					3.5万以下	3.5万 ~ 7.5万	7.5万 ~ 25万	25万 ~ 100万	100万以上
I	松永, 川之江 (2)	羽生, 上尾, 蕨, 榑野, 三条, 五泉, 新湊, 加賀, 鯖江, 須坂, 関, 土岐, 島田, 津島, 安城, 西尾, 綾部, 大東, 相原, 赤穂, 下松, 光 (22)	足利, 桐生, 大垣, 吉原, 岡崎, 半田, 春日井, 蒲郡, 四日市, 津和野, 守口, 八尾, 枚岡, 同真, 三原 (15)	堺, 布施, 四日市, 岸和田, 守口, 八尾, 枚岡, 同真, 三原 (15)	(3)	勝山 (1)	行田, 加茂, 十日町, 足羽, 蕨, 日立, 川口, 市原, 川崎, 杉尾, 岡谷, 羽島, 浜北, 碧南, 一宮, 瀬戸, 豊田, 刈谷, 常滑, 尾西, 泉大津, 貝河内, 児島, 塚, 泉佐野, 桐生, 高砂, 玉野, 因島, 府中, 大竹, 大川, 三河 (23)	飯塚 (8)	(1)	
C	竜ヶ崎, 東金, 勝浦, 塩山, 都留, 重那, 篠ノ井, 恵那, 八日市, 三田, 八女 (10)	士別, 黒石, 花巻, 気仙沼, 平, 下館, 常陸太田, 藤枝, 富田林, 土浦, 飯田, 津山, 芦屋, 浜田, 萩, 観音寺, 宇和尾道, 高松, 佐賀, 島, 甘木, 筑後, 中津, 川内, 都城 (19)	帯広, 酒田, 水戸, 福岡 (10)	福岡 (1)	(1)	旭, 熊野, 平田, 豊後高田 (4)	水海道, 真岡, 大田原, 佐原, 七尾, 三次, 柳井, 西都 (8)	飯塚 (1)	(1)	
S	鳥羽, 安芸, 宇士 (3)	十和田, 大館, 上山, 館山, 御殿場, 大州, 島原 (7)	鶴岡, 高知 (2)			角田, 山鹿, 菊池, 指宿 (4)	五所川原, 三沢, 本庄, 大曲, 熱海, 伊東, 天理, 中村, 人吉, 本渡, 武雄 (11)	弘前, 別府 (2)		
A		東村山, 高田, 輪島, 福知山, 宇治 (5)	小平, 佐世保 (2)	宇都宮 (1)			細走, 千歳, 大宮, 勝田, 狭山, 新発田, 各務原, 善通寺, 大村, 熊本, 鹿屋 (11)	八戸, 豊川, 舞鶴, 横須賀 (4)	(1)	
T	砂川, 高萩, 日光, 五条, 境港, 須崎, 中間 (7)	宮古, 大船渡, 塩釜, 佐倉, 敦賀, 塩尻, 草津, 田辺, 新宮, 小松島, 唐津 (11)	苫小牧, 郡山, 高崎, 大宮, 柏, 長野, 高松, 明石, 米子, 松山 (10)			深川, 亀山, 新見, 土佐清水 (4)	北見, 岩見沢, 稚内, 滝川, 男小樽, 函館, 室蘭, 津, 糸魚川, 稲沢, 直方, 行橋, 秋田, 鳥栖, 日向 (15)	横浜, 神戸, 北九州 (3)	(1)	
I A			和泉, 伊丹 (2)							
C S	笠間 (1)	一関, 水沢, 北上, 久慈, 遠野, 古川, 阿南, 柳川, 早, 玉名, 小林, 出水, 大田, 日田 (15)	宮崎 (1)			CS	阿久根 (1)			
S T			盛岡 (1)			CT AT	留萌, 名寄 (2)	草加 (1)		
S A			福島, 鳥取 (2)			SA		山口 (1)		
CSA		木更津, 福江 (2)	松江 (1)							
CST		横手, 成田 (2)								
CAT			旭川 (1)							
	(23)	(83)	(47)	(5)	(185)	(14)	(71)	(25)	(3)	(3)

日本都市の機能分類 (1965) (府県別, レベル別)

都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化
(1) (北 海 道)				6. 水 沢 市	CST	CS	—	5. 白 河 市	CST	—	—
1. 札 幌 市	CST	—	—	7. 花 巻 市	CS	C	—	6. 原 町 市	CST	—	—
2. 旭 川 市	CST	CAT	—	8. 北 上 市	CST	CS	—	7. 須 賀 川 市	CS	—	—
3. 小 樽 市	CT	T	T	9. 久 慈 市	CS	CS	—	8. 喜 多 方 市	CS	—	—
4. 函 館 市	ST	T	T	10. 遠 野 市	CST	CS	—	9. 常 磐 市	(M)	—	—
5. 室 蘭 市	IT	T	T	11. 陸前高田市	(A)No.D	—	—	10. 磐 城 市	(A)	—	—
6. 釧 路 市	CT	T	T	12. 江 刺 市	No.D I D	—	—	11. 相 馬 市	CS	—	—
7. 帯 広 市	CST	C	—	(4) (宮 城 県)				12. 内 郷 市	(M)	—	—
8. 北 見 市	CST	CT	T	1. 仙 台 市	CST	—	—	13. 勿 来 市	CS	—	—
9. 夕 張 市	ST	ST	T	2. 石 巻 市	CT	—	—	14. 二 本 松 市	CST	—	—
10. 岩見沢市	CST	T	T	3. 塩 釜 市	CT	T	—	(8) (茨 城 県)			
11. 網 走 市	ST	A	A	4. 古 川 市	CST	CS	—	1. 水 戸 市	CS	C	—
12. 留 萌 市	ST	AT	AT	5. 気仙沼市	CS	C	—	2. 日 立 市	I	I	I
13. 苫小牧市	IT	T	—	6. 白 石 市	CST	—	—	3. 土 浦 市	CS	C	—
14. 稚 内 市	ST	T	T	7. 名 取 市	(A)	—	—	4. 古 河 市	IT	—	—
15. 美 唄 市	CST	—	—	8. 角 田 市	CST	S	S	5. 石 岡 市	C	—	—
16. 蘆 別 市	(M)	—	—	(5) (秋 田 県)				6. 下 館 市	CS	C	—
17. 江 別 市	IST	—	—	1. 秋 田 市	ST	AT	T	7. 結 城 市	IC	—	—
18. 赤 平 市	(M)	—	—	2. 能 代 市	I	—	—	8. 竜ヶ崎 市	C	C	—
19. 紋 別 市	I	—	—	3. 横 手 市	CST	CST	—	9. 那 珂 湊 市	ICT	—	—
20. 士 別 市	CST	C	—	4. 大 館 市	CST	S	—	10. 下 妻 市	No.D I D	—	—
21. 名 寄 市	ST	AT	AT	5. 本 荘 市	CST	S	S	11. 水 海 道 市	CST	C	C
22. 三 笠 市	(M)	—	—	6. 男 鹿 市	ST	T	T	12. 常陸太田市	CT	C	—
23. 根 室 市	IS	—	—	7. 湯 沢 市	CS	—	—	13. 勝 田 市	IS	IA	A
24. 千 歳 市	S	A	A	8. 大 曲 市	CST	S	S	14. 高 萩 市	IT	T	—
25. 滝 川 市	CST	T	T	(6) (山 形 県)				15. 北 茨 城 市	(A)	—	—
26. 砂 川 市	IT	I	—	1. 山 形 市	CST	—	—	16. 笠 岡 市	CS	CS	—
27. 歌 志 内 市	(M)	—	—	2. 米 沢 市	I	—	—	(9) (栃 木 県)			
28. 深 川 市	CST	ST	T	3. 鶴 岡 市	CS	S	—	1. 宇 都 宮 市	CS	A	—
(2) (青 森 県)				4. 酒 田 市	CT	C	—	2. 足 利 市	I	I	—
1. 青 森 市	CST	AT	T	5. 新 庄 市	CST	ST	T	3. 栃 木 市	IC	—	—
2. 弘 前 市	CST	CS	S	6. 寒 河 江 市	(A)	—	—	4. 佐 野 市	I	—	—
3. 八 戸 市	CST	A	A	7. 上 山 市	ST	S	—	5. 鹿 沼 市	I	—	—
4. 黒 石 市	CS	C	—	8. 村 山 市	(A)	—	—	6. 日 光 市	CST	T	—
5. 五所川原市	CST	CS	S	9. 長 井 市	CS	—	—	7. 今 市 市	CST	—	—
6. 十和田市	CS	S	—	10. 天 童 市	CS	—	—	8. 小 山 市	CT	—	—
7. 三 沢 市	CST	SA	S	11. 東 根 市	(A)No.D	—	—	9. 真 岡 市	CS	CS	C
8. む つ 市	S	A	A	12. 尾 花 沢 市	(A)No.D	—	—	10. 太 田 原 市	CS	CS	C
(3) (岩 手 県)				(7) (福 島 県)				11. 矢 板 市	CS	—	—
1. 盛 岡 市	CST	ST	—	1. 福 島 市	CST	A	—	(10) (群 馬 県)			
2. 釜 石 市	IT	—	—	2. 会津若松市	CS	—	—	1. 前 橋 市	CS	—	—
3. 宮 古 市	CST	T	—	3. 郡 山 市	CT	T	—	2. 高 崎 市	CT	T	—
4. 一 関 市	CST	CS	—	4. 平 市	CST	C	—	3. 桐 生 市	IC	I	—
5. 大 船 渡 市	CT	T	—					4. 伊 勢 崎 市	IC	—	—

都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化
5. 太 田 市	I	—	—	16. 習志野市	IT	—	—	11. 見 附 市	I	I	I
6. 沼 田 市	CS	—	—	17. 柏 市	T	T	—	12. 村 上 市	ST	—	—
7. 館 林 市	IT	—	—	18. 勝 浦 市	CST	C	—	13. 燕 市	I	I	I
8. 渋 川 市	CT	—	—	19. 市 原 市	I	I	I	14. 直江津市	IT	T	T
9. 藤 岡 市	CS	—	—	(13) (東京 都)				15. 栃 尾 市	I	I	I
10. 富 岡 市	I	—	—	1. 東京区部	I	—	—	16. 糸魚川市	CST	T	T
11. 安 中 市	CST	—	—	2. 八王子市	I	—	—	17. 新 井 市	I	—	—
(11) (埼 玉 県)				3. 立 川 市	ST	—	—	18. 五 泉 市	I	I	—
1. 川 越 市	IT	—	—	4. 武蔵野市	CS	—	—	19. 両 津 市	ST	ST	ST
2. 熊 谷 市	CT	—	—	5. 三 鷹 市	IT	—	—	20. 白 根 市	IC	—	—
3. 川 口 市	I	I	I	6. 青 梅 市	I	—	—	(16) (富 山 県)			
(4). 浦 和 市	IC	—	—	7. 府 中 市	IS	—	—	1. 富 山 市	C	—	—
5. 大 宮 市	IT	T	—	8. 昭 島 市	IS	—	—	2. 高 岡 市	IC	—	—
6. 行 田 市	I	I	I	9. 調 布 市	IST	—	—	3. 新 湊 市	I	I	—
7. 秩 父 市	I	—	—	10. 町 田 市	IST	—	—	4. 魚 津 市	I	—	—
8. 所 沢 市	ST	—	—	11. 小 金 井 市	S	—	—	5. 氷 見 市	CT	—	—
9. 飯 能 市	IC	—	—	12. 小 平 市	IST	A	—	6. 滑 川 市	IC	—	—
10. 賀 須 市	I	—	—	13. 日 野 市	IA	—	—	7. 黒 部 市	(A)No.D	—	—
11. 本 庄 市	I	—	—	14. 東 村 山 市	ST	A	—	8. 砺 波 市	ICS	—	—
12. 東 松 山 市	I	—	—	15. 国 分 寺 市	ST	T	T	9. 小 矢 部 市	CT	—	—
13. 岩 槻 市	I	—	—	(14) (神 奈 川 県)				(17) (石 川 県)			
14. 春 日 部 市	ICT	—	—	1. 横 浜 市	IT	T	T	1. 金 沢 市	CS	—	—
15. 狭 山 市	S	A	A	2. 横 須 賀 市	S	A	A	2. 七 尾 市	C	C	C
16. 羽 生 市	I	I	—	3. 川 崎 市	IT	I	I	3. 小 松 市	IC	—	—
17. 鴻 巣 市	IT	—	—	4. 平 塚 市	I	—	—	4. 輪 島 市	I	A	—
18. 深 谷 市	IC	—	—	5. 鎌 倉 市	IS	—	—	5. 珠 洲 市	(A)No.D	—	—
19. 上 尾 市	IT	I	—	6. 藤 沢 市	IT	—	—	6. 加 賀 市	I	I	—
20. 与 野 市	IT	—	—	7. 小 田 原 市	IT	—	—	7. 羽 咋 市	IT	—	—
21. 草 加 市	CST	CT	CT	8. 茅ヶ崎市	IT	—	—	(18) (福 井 県)			
22. 越 谷 市	I	—	—	9. 逗 子 市	ST	—	—	1. 福 井 市	C	—	—
23. 蕨 市	I	I	—	10. 相 模 原 市	IS	—	—	2. 敦 賀 市	IT	T	—
(12) (千 葉 県)				11. 三 浦 市	(A)	—	—	3. 武 生 市	IC	—	—
1. 千 葉 市	IST	—	—	12. 秦 野 市	IT	I	—	4. 小 浜 市	IC	—	—
2. 銚 子 市	CT	—	—	13. 厚 木 市	IST	—	—	5. 大 野 市	I	—	—
3. 市 川 市	I	—	—	14. 大 和 市	IT	—	—	6. 勝 山 市	I	I	I
4. 船 橋 市	ICT	—	—	(15) (新 潟 県)				7. 鯖 江 市	I	I	—
5. 館 山 市	CST	S	—	1. 新 潟 市	CT	—	—	(19) (山 梨 県)			
6. 木 更 津 市	CS	CSA	—	2. 長 岡 市	CT	—	—	1. 甲 府 市	CS	—	—
7. 松 戸 市	IT	—	—	3. 高 田 市	S	A	—	2. 富 士 吉 田 市	I	—	—
8. 野 田 市	I	—	—	4. 三 条 市	I	I	—	3. 塩 山 市	C	C	—
9. 佐 原 市	CS	C	C	5. 柏 崎 市	IS	—	—	4. 都 留 市	C	—	—
10. 茂 原 市	I	—	—	6. 新 発 田 市	CS	A	A	5. 山 梨 市	CS	—	—
11. 成 田 市	CST	CST	—	7. 新 津 市	ST	T	T	6. 大 月 市	CT	—	—
12. 佐 倉 市	ST	T	—	8. 小 千 谷 市	IS	—	—	7. 韮 崎 市	C	C	—
13. 東 金 市	CST	C	—	9. 加 茂 市	I	I	I				
14. 旭 市	CS	C	C	10. 十 日 町 市	I	I	I				
15. 八 日 市 場 市	No.D	I	D								

都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化
(20) (長野県)				13. 富士市	I	—	—	3. 長浜市	I	—	—
1. 長野市	CST	T	—	14. 掛川市	CS	—	—	4. 近江八幡市	IC	—	—
2. 松本市	C	—	—	15. 藤枝市	C	C	—	5. 八日市市	C	C	—
3. 上田市	I	—	—	16. 御殿場市	CST	S	—	6. 草津市	T	T	—
4. 岡谷市	I	I	I	17. 袋井市	CT	—	—	(20) (京都府)			
5. 飯田市	CS	C	—	18. 天竜市	CT	—	—	1. 京都市	IC	—	—
6. 諏訪市	I	—	—	19. 浜比市	I	I	I	2. 福知山市	CST	A	—
7. 須坂市	I	I	—	(20) (愛知県)				3. 舞鶴市	IS	A	A
8. 小諸市	CS	—	—	1. 名古屋市	IT	—	—	4. 綾部市	I	I	—
9. 伊那市	CS	—	—	2. 豊橋市	IC	—	—	5. 宇治市	I	A	—
10. 駒ヶ根市	IC	—	—	3. 岡崎市	I	I	—	6. 官津市	IS	—	—
11. 中野市	CS	—	—	4. 一宮市	I	I	I	7. 亀岡市	CS	—	—
12. 大町市	IS	—	—	5. 瀬戸市	I	I	I	(20) (大阪府)			
13. 飯山市	CS	C	—	6. 半田市	I	I	—	1. 大阪市	I	—	—
14. 茅野市	(A)No.D	—	—	7. 春日井市	IT	I	—	2. 堺市	I	I	—
15. 塩尻市	IT	—	—	8. 豊川市	IS	A	A	3. 岸和田市	I	I	—
16. 篠ノ井市	CS	C	—	9. 津島市	I	I	—	4. 豊中市	IC	—	—
17. 更埴市	IC	—	—	10. 碧南市	I	I	I	5. 布施市	I	I	—
18. 佐久市	CST	—	—	11. 刈谷市	I	I	I	6. 池田市	ICT	—	—
(21) (岐阜県)				12. 豊田市	I	I	I	7. 吹田市	IT	T	T
1. 岐阜市	I	—	—	13. 安城市	I	I	—	8. 泉大津市	I	I	I
2. 大垣市	I	I	—	14. 西尾市	I	I	—	9. 高槻市	IT	T	—
3. 高山市	CST	—	—	15. 蒲郡市	I	I	—	10. 貝塚市	I	I	I
4. 多治見市	IC	I	—	16. 犬山市	I	—	—	11. 守口市	IT	I	—
5. 関市	I	—	—	17. 常滑市	I	I	I	12. 枚方市	IS	—	—
6. 中津川市	IT	—	—	18. 江南市	IC	—	—	13. 茨木市	IT	—	—
7. 美濃市	IC	—	—	19. 尾西市	I	I	I	14. 八尾市	I	I	—
8. 瑞浪市	IC	—	—	20. 小牧市	IC	—	—	15. 泉佐野市	I	I	I
9. 羽島市	I	I	I	21. 稻沢市	IT	TT	T	16. 富田林市	CST	C	—
10. 恵那市	CST	C	—	21. 新城市	CS	—	—	17. 寝屋川市	IT	—	—
11. 美濃加茂市	CST	—	—	(24) (三重県)				18. 河内長野市	I	—	—
12. 土岐市	I	I	—	1. 津市	S	—	—	19. 枚岡市	I	I	—
13. 各務原市	IA	A	A	2. 四日市市	I	I	—	20. 河内市	I	I	I
(22) (静岡県)				3. 伊勢市	CST	—	—	21. 松原市	IT	—	—
1. 静岡市	IC	—	—	4. 松阪市	CS	—	—	22. 大東市	I	I	—
2. 浜松市	I	—	—	5. 桑名市	I	—	—	23. 和泉市	I	IA	—
3. 沼津市	ICT	—	—	6. 上野市	ICT	—	—	24. 箕面市	CS	—	—
4. 清水市	IT	—	—	7. 鈴鹿市	I	—	—	25. 柏原市	I	I	—
5. 熱海市	S	S	S	8. 名張市	CT	—	—	26. 羽曳野市	IT	—	—
6. 三島市	IT	—	—	9. 尾鷲市	CS	—	—	27. 門真市	IT	I	—
7. 富士宮市	I	—	—	10. 亀山市	CST	T	T	(20) (兵庫県)			
8. 伊東市	CST	S	S	11. 鳥羽市	CS	S	—	1. 神戸市	IT	T	T
9. 島田市	I	I	—	12. 熊野市	CS	CS	C	2. 姫路市	I	—	—
10. 吉原市	I	I	—	(25) (滋賀県)				3. 尼崎市	I	I	—
11. 磐田市	I	—	—	1. 大津市	I	—	—	4. 明石市	IT	T	—
12. 焼津市	I	—	—	2. 彦根市	I	—	—	5. 西宮市	IT	—	—

都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化
6. 洲本市	CST	—	—	8. 平田市	CS	C	C	4. 阿南市	CST	CS	—
7. 芦屋市	C	C	—	(33) (岡 山 県)				(37) (香 川 県)			
8. 伊丹市	I	IA	—	1. 岡 山 市	CST	—	—	1. 高 松 市	CST	C	—
9. 相生市	I	I	I	2. 倉敷市	I	—	—	2. 丸 亀 市	IC	—	—
10. 豊岡市	C	—	—	3. 津山市	CS	C	—	3. 坂出市	IT	—	—
11. 加古川市	I	—	—	4. 玉野市	I	I	I	4. 善通寺市	S	A	A
12. 竜野市	S	—	—	5. 児島市	I	I	I	5. 観音寺市	C	C	—
13. 赤穂市	I	I	—	6. 玉島市	IC	—	—	(38) (愛 媛 県)			
14. 西脇市	IC	—	—	7. 笠岡市	C	—	—	1. 松山市	CST	—	—
15. 宝塚市	ST	—	—	8. 西大寺市	I	—	—	2. 今治市	I	—	—
16. 三木市	IC	—	—	9. 井原市	I	—	—	3. 宇和島市	CST	C	—
17. 高砂市	IT	IT	I	10. 総社市	CST	—	—	4. 八幡浜市	CT	—	—
18. 川西市	IT	—	—	11. 高梁市	CST	—	—	5. 新居浜市	I	—	—
19. 小野市	IC	—	—	12. 新見市	CST	CT	T	6. 西条市	IS	—	—
20. 三田市	CST	C	—	(34) (広 島 県)				7. 大州市	CS	S	—
(29) (奈 良 県)				1. 広 島 市	CT	—	—	8. 川之江市	I	I	—
1. 奈良市	CST	—	—	2. 呉 市	IS	A	A	9. 伊予三島市	IT	—	—
2. 大和高田市	I	—	—	3. 竹原市	IC	—	—	10. 伊 予 市	IC	—	—
3. 大和郡山市	I	—	—	4. 三原市	IT	I	—	11. 北条市	IT	—	—
4. 天理市	S	S	S	5. 尾道市	C	C	—	(39) (高 知 県)			
5. 橿原市	IC	—	—	6. 因島市	I	I	I	1. 高知市	CST	S	—
6. 桜井市	IC	—	—	7. 松永市	I	I	—	2. 室戸市	(A)	—	—
7. 五条市	CT	T	—	8. 福山市	I	—	—	3. 安芸市	CS	S	—
8. 御所市	IC	—	—	9. 府中市	I	I	I	4. 南国市	CS	—	—
(30) (和歌山県)				10. 三次市	CST	C	C	5. 土佐市	(A)No.D	—	—
1. 和歌山市	IT	—	—	11. 庄原市	(A)No.D	—	—	6. 須崎市	CT	T	—
2. 海南市	I	—	—	12. 大竹市	I	I	I	7. 中村市	CS	CS	S
3. 橋本市	CT	—	—	(35) (山 口 県)				8. 宿毛市	(A)No.D	—	—
4. 有田市	I	—	—	1. 下関市	CT	T	T	9. 土佐清水市	CST	ST	T
5. 御坊市	CT	—	—	2. 宇部市	IC	—	—	(40) (福 岡 県)			
6. 田辺市	CST	T	—	(3). 山口市	CS	SA	SA	1. 福岡市	CST	C	—
7. 新宮市	CST	T	—	4. 萩 市	CS	C	—	2. 北九州市	IT	T	T
(31) (鳥 取 県)				5. 徳山市	CT	T	—	3. 直方市	CST	T	T
1. 鳥取市	CST	SA	—	6. 防府市	CS	—	—	4. 飯塚市	CS	CS	C
2. 米子市	CST	T	—	7. 下松市	I	I	—	5. 久留米市	CS	—	—
3. 倉吉市	CS	—	—	8. 岩国市	IT	—	—	6. 大牟田市	I	—	—
4. 境港市	ST	T	—	9. 小野田市	IST	—	—	7. 田川市	CST	—	—
(32) (島 根 県)				10. 光 市	IT	I	—	8. 柳川市	CS	CS	—
1. 松江市	CS	CSA	—	11. 長門市	CT	—	—	9. 山田市	(M)	—	—
2. 浜田市	CST	C	—	12. 柳井市	CST	C	C	10. 甘木市	CS	C	—
3. 出雲市	CS	—	—	13. 美禰市	(M)	—	—	11. 八女市	CS	C	—
4. 益田市	CST	—	—	(36) (徳 島 県)				12. 筑後市	CS	C	—
5. 大田市	(A)No.D	—	—	1. 徳島市	CS	—	—	13. 大川市	I	I	I
6. 安来市	I	—	—	2. 鳴門市	IT	—	—	14. 行橋市	CST	T	T
7. 江津市	(A)No.D	—	—	3. 小松島市	ST	T	—	15. 豊前市	CS	—	—

都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化	都 市 名	優 位	特化	高度 特化
16. 中 間 市	I T	T	—	3. 人 吉 市	C S T	C S	S	2. 都 城 市	C S	C	—
(41) (佐 賀 県)				4. 荒 尾 市	(M)	—	—	3. 延 岡 市	I	—	—
1. 佐 賀 市	C S	C	—	5. 水 俣 市	I S T	—	—	4. 日 南 市	C S T	—	—
2. 唐 津 市	C S T	T	—	6. 玉 名 市	C S	C S	—	5. 小 林 市	C S	C S	—
3. 鳥 栖 市	T	T	T	7. 本 渡 市	C S T	C S	S	6. 日 向 市	S C T	T	T
4. 多 久 市	(A)No.D	—	—	8. 山 鹿 市	C S	S	S	7. 串 間 市	A No.D	—	—
5. 伊 万 里 市	C S T	C S	—	9. 牛 深 市	(A)	—	—	8. 西 都 市	C S T	C S T	C
6. 武 雄 市	C S T	C S	S	10. 菊 池 市	C S	C S	S				
7. 鹿 島 市	(A)No.D	—	—	11. 宇 土 市	C S	S	—	(46) (鹿 児 島 県)			
(42) (長 崎 県)								1. 鹿 児 島 市	C S T	—	—
1. 長 崎 市	C S	—	—	(44) (大 分 県)				2. 川 内 市	C S	C	—
2. 佐 世 保 市	C S	A	—	1. 大 分 市	S T	—	—	3. 鹿 屋 市	C S	S A	A
3. 島 原 市	C S T	S	—	2. 別 府 市	C S	S A	S	4. 枕 崎 市	(A)	—	—
4. 諫 早 市	C S	C S	—	3. 中 津 市	C	C	—	5. 串 木 野 市	(A)	—	—
5. 大 村 市	S	S A	A	4. 日 田 市	C S	C S	—	6. 阿 久 根 市	C S	C S	C S
6. 福 江 市	C S	C S A	—	5. 佐 伯 市	C S T	—	—	7. 名 瀬 市	I	—	—
7. 平 戸 市	(A)No.D	—	—	6. 臼 杵 市	S	—	—	8. 出 水 市	C S T	C S	—
8. 松 浦 市	(A)No.D	—	—	7. 津 久 見 市	I C T	—	—	9. 大 口 市	C S T	C S	—
(43) (熊 本 県)				8. 竹 田 市	No.D I D	—	—	10. 指 宿 市	C S T	S T	S
1. 熊 本 市	C S T	A	A	9. 豊 後 高 田 市	C S T	C	C	11. 加 世 田 市	(A)No.D	—	—
2. 八 代 市	C S	—	—	10. 杵 築 市	No.D I D	—	—	12. 国 分 市	(A)No.D	—	—
				(45) (宮 崎 県)				13. 谷 山 市	S T	—	—
				1. 宮 崎 市	C S T	C S	—	14. 西 之 表 市	(A)No.D	—	—
								15. 垂 水 市	(A)No.D	—	—